小水力発電所の電気接地(経済的手法の提供)



背景

農業水利施設の未利用エネルギーの活用を図る小水力発電所(1,000kW以下)建設は、 平成24年3月30日に閣議決定され、平成28年までに約1,000地域で着手することになった。 目的はポンプなどの運転に要する電気代の軽減(小水力発電の電気を利用)と、FITを活 用して電力を売買し、施設の整備費用を軽減することとしている。 弊社はこの事業に賛同し、下記サービスを提供しています。

目的

- (1) 発変電所の建設時に、電気設備の技術基準の解釈第17条で義務付けされている 電気接地工事(A種接地, B種接地, C種接地, D種接地)を経済的工法で提供する。
- (2) 大地抵抗率の高い山岳地帯でも対応できる工法を提供する。
- (3) 全国規模大で提供する。

主な工法





施 計 画

接地で困ったら、先ずはお問い合わせください。